

平成30年度 市・道民税納税通知書を送付します

平成30年度市・道民税は平成29年1月1日から12月31日までの所得をもとに計算し、平成30年1月1日現在の住所で課税されます。市・道民税納税通知書は6月11日(月)に送付します。毎年課税になっている方は6月25日(月)までに納税通知書が届いていない場合は、ご連絡ください。また、納税通知書には税

額、納期限、公的年金からの特別徴収(引き落とし)等についても記載されていますので、ご確認ください。
◎納期を守りましょう!
 納期内に金融機関、コンビニエンスストア、市役所、各支所で納めてください。
座振替を希望される方は、座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、市役所もしくは金融機関窓口へ提出してください。座振替依頼書は、市役所や金融機関の窓口、納税通知書の最終ページにもあります。
座振替による納税は、納め忘れがなく、各納期毎に直接金融機関に出向く必要もないので便利です。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ

市税務課市民税グループ
 ☎ 23・6392

木造住宅耐震診断・改修補助が受けられます!

昭和56年以前に建てられた木造住宅は、震度6程度で倒壊する恐れがあるため、「耐震診断」や「耐震改修」を行う必要があります。

市では、「耐震診断」や「耐震改修」を行う方に、費用の一部を補助します。

■木造住宅耐震診断補助

対象住宅

市内に住所がある方が所
有し、次のすべての要件に
該当する住宅
 ○昭和56年5月31日以前に
着工された、地上2階建
て以下の戸建て住宅また

■木造住宅耐震改修補助

対象住宅

市内に住所がある方が所
有し、診断補助の要件に加
え、次のすべての要件に該
当する住宅
 ○外壁の中心から隣地また

は、店舗併用住宅
 ○建築基準法、その他関係
法令に違反する事項がな
い住宅
補助金額
 耐震診断に要する経費の
3分の2(上限6万円)
申し込み期限
 12月28日(金)

■木造住宅耐震改修補助

対象住宅

市内に住所がある方が所
有し、診断補助の要件に加
え、次のすべての要件に該
当する住宅
 ○外壁の中心から隣地また

は、道路の境界線までの距
離が、7メートル以内の
住宅
 ○耐震診断員が行った耐震
診断の結果、上部構造評
点が1・0未満と診断さ
れた住宅
補助金額
 上限30万円(耐震改修工
事の経費により補助金額が
変わります)
申し込み期限
 12月28日(金)

問い合わせ

市都市整備課建築指導グ
ループ
 ☎ 23・6466

※耐震改修を行うと、申請
により、固定資産税が一
定期間、減額となる場合
があります。

中小企業者を応援します

市では、中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づき、中小企業者の皆さんの自主的な努力を応援しています。いずれも他の補助、助成制度の対象となっていない事業が助成対象となり、年間予算の範囲内で募集を締め切ります。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ

市水産商工課
 商工・労働グループ
 ☎ 23 - 6467

中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づく助成制度

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
販路拡大支援事業助成金	中小企業者 (製造業・農業・水産業これらに準ずるもの)	稚内産商品のPR活動につながるような展示会等への出展	1/2	30万円	出展小間料、小間装飾費、備品借用費、旅費など
		稚内産商品のPR活動につながるような新製品開発やパッケージ改良、市場調査事業	1/2	30万円	外部専門家旅費、機械装置購入費及び賃借料、工具器具費、試作に伴う原材料費、試験分析外注費、デザイン外注費など
新規創業者支援事業助成金	新規創業者	概ね、週5日程度、20時間以上の営業するもので、中小企業相談所の推薦を受けた者	1/2	30万円 ※1ヵ月5万円 50万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分(敷金、礼金等、諸経費は除く) 初期設備費(建物取得・改修、設備導入も対象)
商店街空き店舗活用事業助成金	新規創業者 中小企業者	新規創業者は上記と同様 中小企業者は、既存店舗で営業を継続し、事業規模を拡大する者 ※中心市街地の商店街に限る	2/3	30万円 ※1ヵ月5万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分(敷金、礼金等、諸経費は除く)
				70万円	初期設備費(建物取得・改修、設備導入も対象)
人材育成事業助成金	中小企業者	中小企業大学校など公的機関が主催する研修に経営者及び従業員が参加する事業	1/2	1人あたり3万円 1事業所あたり15万円	受講料、旅費 ※市内で行われる場合は受講料のみ
商店街活性化事業助成金	商店街振興組合	集客力を強め販売を促進するための事業及び活性化推進を目的に行う調査又は計画策定事業	1/2	50万円	謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費

人と地球にやさしいまちわっかないを目指して ③

「社会の低炭素化に貢献するまち～低炭素社会の実現～」

今月は、先月に引き続き「社会の低炭素に貢献するまち」実現に向けた取り組みを紹介します。私たちの暮らしに深刻な影響をもたらす「地球温暖化」を食い止めるためには、日々の生活での行動の見直しが欠かせません。国が推奨する次の取り組みに皆さんのご協力をお願いします。



CO2削減/ライトダウンキャンペーンを実施します!

日常生活の中で、地球温暖化対策に取り組むために、日本全国で、ライトアップ施設や各家庭の照明を消していただくよう、呼びかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。6月21日～7月7日を啓発期間としており、下記の特別実施日に、各家庭の照明の一斉消灯にご協力いただくよう、周りの方へも呼びかけをお願いします。

特別実施日

6月21日(夏至の日)と7月7日(クールアース・デー)のそれぞれ「20時～22時」の間、一斉消灯にご協力ください

「移動」を「エコ」に smart move (スマートムーブ)

一人が1km移動する時の二酸化炭素排出量は、マイカーで145g、バスで66g、鉄道では20gとなっており、この「移動」に伴う二酸化炭素排出量は生活全体の約4分の1を占めています。

そこで、通勤・通学・買い物・旅行など日々の「移動」に着目し、CO2の排出が少なく、快適・便利で、しかも「健康」につながるライフスタイルを「スマートムーブ」と名付け、公共交通機関や自転車の利用、マイカーのエコドライブ(ふんわりアクセル、アイドリングストップなど)の行動を呼びかけています。ぜひ、ご協力ください。

問い合わせ/市環境エネルギー課環境政策グループ ☎ 23 - 6386